



Face to Face

2011年4月版

フコクしんらい定額年金

しんきんらいふ年金FS

3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険

積立型



本商品のご検討・お申込みに際しましては、必ず本商品に関する重要事項をご説明した書類である『契約締結前交付書面(ご契約の概要・注意喚起情報)』『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。

自分のことだから、将来のことにも真剣に考えたい。
しんきんらいふ年金FSは、あなたの豊かなセカンドライフを応援します。
個人年金保険のお申込みは当金庫へ

この街と生きていく

SHINKIN 信用金庫

引受保険会社

フコクしんらい
smart life partner

1.当保険は、預金保険制度の対象ではありません。
2.当保険は、預金と異なり元本の保証はありません。

今から始めましょう、未来のライ

ゆとりあるセカンドライフのための資産作りはもはや欠かせないもの。5つの特徴をセカンドライフの資産形成に役立ちます。充実したセカンドライフの資産形成を

しんきんらいふ年金FSの

しくみ

(イメージ図)

と

5つの特徴



このマークの部分は、注意事項を記載しています。

万一のときは

死亡給付金が支払われます

年金支払開始日前に被保険者が死亡されたときは死亡給付金をお支払いします。被保険者が不慮の事故や所定の感染症で死亡されたときは、死亡給付金の1.1倍の災害死亡給付金をお支払いします。



死亡給付金などの免責事由（例えば、責任開始期から3年以内における被保険者の自殺による死亡）に該当した場合など、死亡給付金などが支払われない場合があります。また、保険料払込年月によっては、死亡給付金などがお払込保険料の合計額を下回る場合があります。

くわしくは 4ページ へ

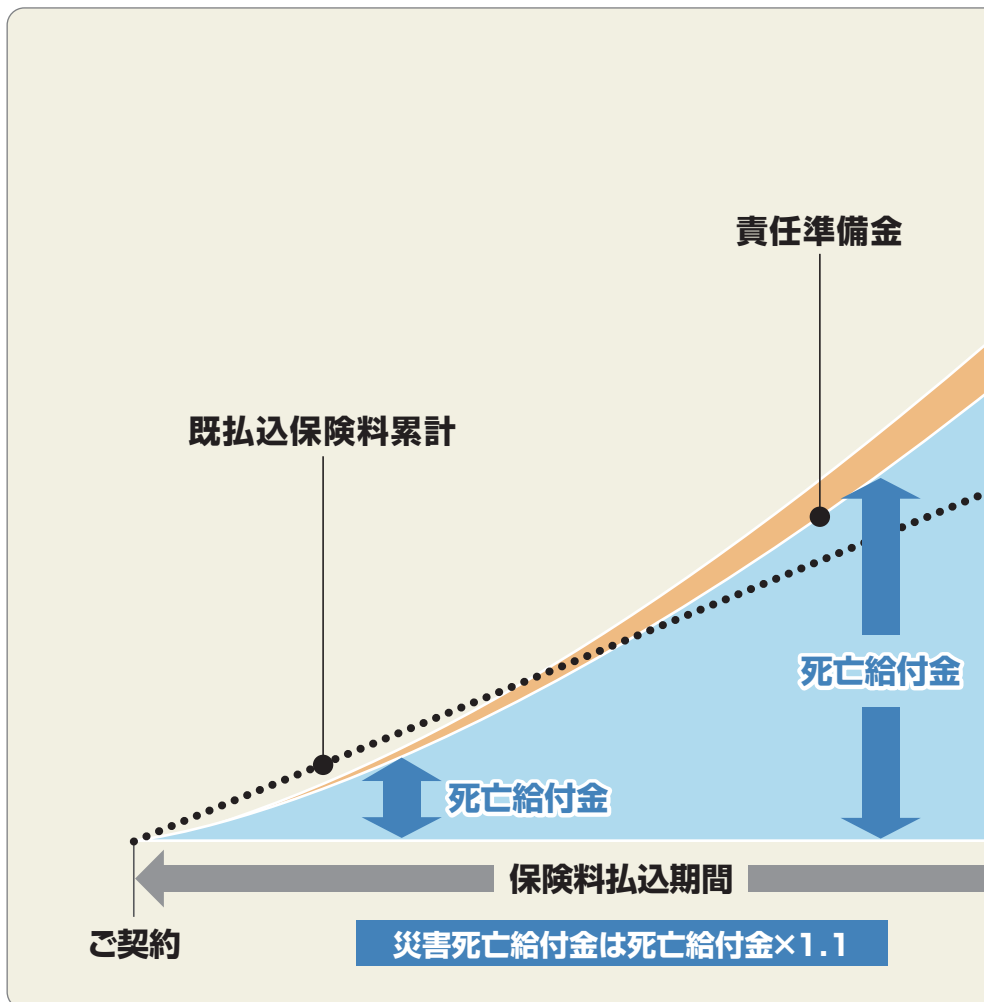
老後の生活資金を計画的に準備できます

加入時に定めた年金額または一括受取額をお受け取りいただけるので、計画的な資産形成に適しています。加入時に医師の診査は不要です(職業についての告知のみ)。

くわしくは 4ページ へ



保険料は預貯金とは異なり、一部は死亡給付金などのお支払いやご契約の締結・維持に係る諸費用に充てられます。このため、解約されると解約返戻金は多くの場合、お払い込みいただいた保険料より少ない金額となります。



解約されると解約返戻金は多くの場合、お払込保険料より少ない金額になります。

保険用語のご説明

- 責任準備金** 将来の年金などをお支払いするために、契約者から払い込まれる保険料の中から積み立てられるものをいいます。
- 死亡給付金** 被保険者が年金支払開始日前に死亡されたときに支払われるお金のことです。ただし、災害死亡給付金が支払われる場合には死亡給付金はお支払いしません。
- 災害死亡給付金** 被保険者が年金支払開始日前に、不慮の事故(その事故の日から180日以内の死亡に限り)や所定の感染症を直接の原因として死亡されたときに支払われるお金のことです(所定の感染症については『ご契約のしおり・約款』をご覧ください)。
- 基本年金額** ご契約時に保険料払込期間や保険料により定められる年金額のことです。

フプラン。

「しんきんらいふ年金FS」はフコクしんらい生命保険株式会社を引受保険会社とする3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険の愛称です。

持った「しんきんらいふ年金FS」はあなたのゆとりある「しんきんらいふ年金FS」がお手伝いします。

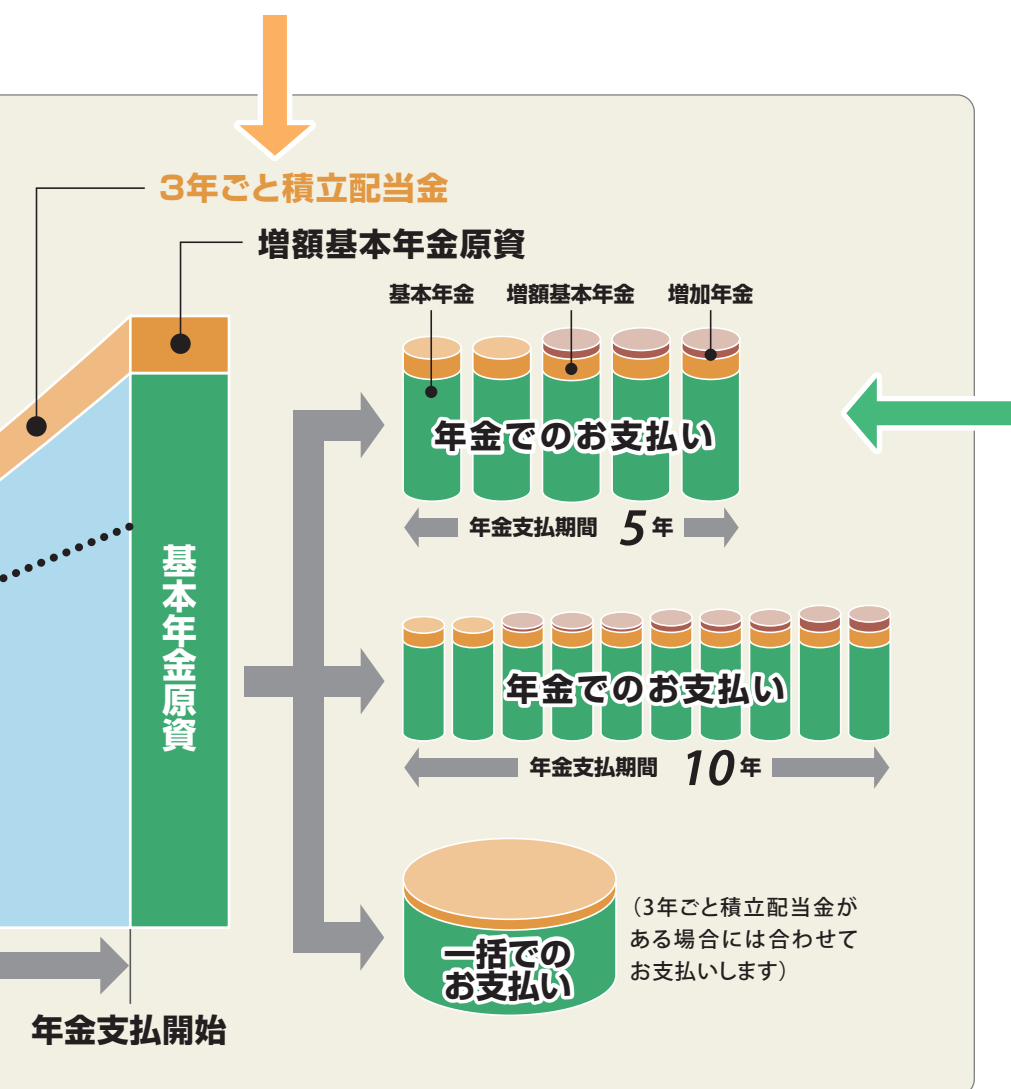
配当金の可能性 があります

責任準備金などの運用益がフコクしんらい生命の予定した運用益を超えた場合に、ご契約後3年ごとに契約者配当金をお支払いします。



契約者配当金は運用実績などにより変動（増減）し、支払われない場合もあります。

くわしくは 6 ページ へ



受取方法は 3種類から選択できます

年金でお受け取りいただく場合、支払期間5年または10年の確定年金からお選びいただけます。また、年金での受取りに代えて、一括して受け取ることもできます。



一括でお受け取りいただく場合、年金の受取手続き時に年金に代えて、一括でのお受け取りを選択していただく必要があります（一括でお受け取りいただいた場合、その時点でご契約は消滅いたします）。

毎年の年金は、年1回お支払いします。なお、基本年金額が60万円以上かつ1回あたりのお受取額が10万円以上の場合、毎年の年金を年2・4・6・12回に分割してお支払いすることもできます。

くわしくは 3 ページ へ

税制上の特典 があります

一定の条件を満たしていれば、一般の生命保険料控除とは別枠で個人年金保険料控除の対象となり、所得税や住民税が軽減されます。



平成23年1月現在の税制にもとづきますので、今後変更となる場合があります。

くわしくは 5・6 ページ へ

- 確定年金** 被保険者が、年金支払期間中の年金支払日に生存されているときに年金をお支払いします。被保険者が、年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡されたときは、年金支払期間中の未払年金の現価をお支払いします。
- 増額基本年金** 年金支払開始日までに積み立てられた3年ごと積立配当金で増額された年金です。
- 増加年金** 年金支払開始後に積み立てられた配当金で増額された年金です。なお、お支払時期は保険料払込期間によって異なります。
- 未払年金の現価** まだお支払いしていない将来の年金をお支払いするのに必要な現在の積立金をいいます（将来の年金額を所定の利率で割り引いて計算します）。

受取方法は3種類から選択できます

受取方法

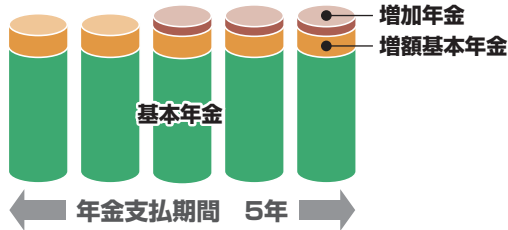
2つの年金受取方法と一括でのお受取りの3種類からお選びいただけます。



増額基本年金・増加年金は、いずれも契約者配当金を原資としていますので、契約者配当金の増減・有無にこれらの金額は影響をうけます。したがって、運用実績などによっては、支払われない場合もあります。

5年確定年金

【イメージ】



ご契約例

- ご契約年齢：50歳
- 保険料払込期間：10年
- 口座振替月払保険料：1万円
- 年金支払期間：60歳から64歳

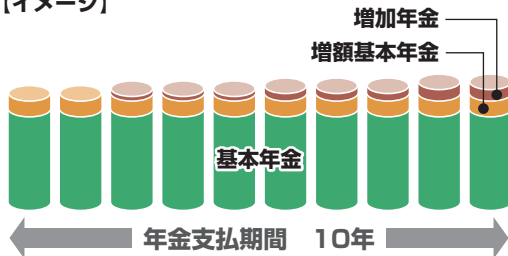
基本年金額 246,370円

お受取総額

基本年金額の合計 1,231,850円 + 増額基本年金 + 増加年金

10年確定年金

【イメージ】



ご契約例

- ご契約年齢：50歳
- 保険料払込期間：10年
- 口座振替月払保険料：1万円
- 年金支払期間：60歳から69歳

基本年金額 128,220円

お受取総額

基本年金額の合計 1,282,200円 + 増額基本年金 + 増加年金

年金受取に代えて一括でのお受取り

年金支払開始時に、年金受取に代えて基本年金原資額を一括でお受け取りいただくこともできます。この場合の一括受取金額は、年金でのお受取総額より少ない金額となります。

ご契約例

- ご契約年齢：50歳
- 保険料払込期間：10年
- 口座振替月払保険料：1万円
- 年金受取方法：10年確定年金

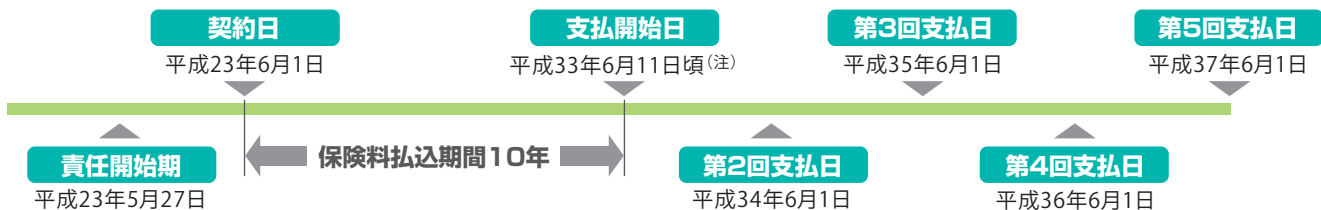
年金支払開始時一括受取額 (基本年金原資額) 1,204,370円 + 3年ごと積立配当金による一括受取額

■ 基本年金原資額（一括受取額）例表（口座振替月払保険料1万円・10年確定年金の場合）

保険料払込期間	10年	15年	20年	30年
基本年金原資額	1,204,370円	1,857,748円	2,562,880円	4,121,554円

年金支払日について

契約日が平成23年6月1日 保険料払込期間10年 年金支払期間5年のご契約の例（イメージ）



責任開始期・・・ご契約のお申込みをフコクしんらい生命が承諾した場合で、第1回保険料がご契約者の口座から振り替えられた時

契約日・・・ご契約のお申込みをフコクしんらい生命が承諾した場合で、第1回保険料がご契約者の口座から振り替えられた日の翌月1日

(注) 年金の支払開始日(第1回目の支払日)は前月保険料の入金確認後のお支払いとなりますので、契約応当日(上記の例では、平成33年6月1日)から10日程度支払日が遅くなります。

なお、上記記載の年金支払日が土、日、祝日などの金融機関休業日の場合は翌営業日が支払日となります。

老後の生活資金を計画的に準備できます

基本年金額表(男女共通)

保険料 払込期間	加入対象 年齢 (被保険者)	基本年金額(円)	
		口座振替月払保険料1万円につき	
		5年確定年金	10年確定年金
10年	0～80歳	246,370	128,220
11年	0～79歳	272,480	141,820
12年	0～78歳	298,950	155,590
13年	0～77歳	325,630	169,490
14年	0～76歳	352,610	183,550
15年	0～75歳	379,940	197,780

保険料 払込期間	加入対象 年齢 (被保険者)	基本年金額(円)	
		口座振替月払保険料1万円につき	
		5年確定年金	10年確定年金
16年	0～74歳	408,000	212,400
17年	0～73歳	436,490	227,220
18年	0～72歳	465,550	242,250
19年	0～71歳	494,560	257,400
20年	0～70歳	524,110	272,850

※1 この表は口座振替月払保険料1万円に対する基本年金額を記載したもので、ご希望の保険料をもとにこの表で基本年金額を計算することができます。なお、**計算上、1円単位の金額が発生する場合には、1円の位を切り上げた金額が基本年金額となります。**

※2 最低保険料は5,000円、最低基本年金額は10万円となります(6ページをご覧ください)。

※3 被保険者の年齢により異なりますが、保険料払込期間は最長50年までお取り扱いしています(ただし年金支払開始年齢は90歳までとなります(6ページをご覧ください))。上記に掲載されていない保険料払込期間の基本年金額につきましては、『保険設計書』でご確認ください。

解約返戻金例表(口座振替月払保険料1万円の場合)

年金支払開始日の前日までに解約された場合、解約返戻金をお支払いします。



解約されると解約返戻金は多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額になります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はおご注意ください。

■ 保険料払込期間10年 10年確定年金の場合

保険料 払込年数	解約返戻金(円)	死亡給付金(円)
1年	95,332	111,782
2年	210,794	225,411
3年	328,115	340,911
4年	447,347	458,310
5年	568,489	577,631
6年	691,606	698,914
7年	816,710	822,198
8年	943,853	947,507
9年	1,073,048	1,074,881
年金支払開始時一括受取額	1,204,370	

■ 保険料払込期間20年 10年確定年金の場合

保険料 払込年数	解約返戻金(円)	死亡給付金(円)
1年	68,158	109,276
2年	183,792	220,354
3年	301,254	333,232
4年	420,571	447,992
5年	541,798	564,636
6年	664,908	683,189
7年	789,983	803,680
8年	917,049	926,189
9年	1,046,134	1,050,691
10年	1,177,239	1,177,239

保険料 払込年数	解約返戻金(円)	死亡給付金(円)
11年	1,305,860	1,305,860
12年	1,436,610	1,436,610
13年	1,569,488	1,569,488
14年	1,704,576	1,704,576
15年	1,841,874	1,841,874
16年	1,981,437	1,981,437
17年	2,123,291	2,123,291
18年	2,267,493	2,267,493
19年	2,414,040	2,414,040
年金支払開始時一括受取額	2,562,880	



解約返戻金・死亡給付金は、保険料・保険料払込期間・年金受取方法により異なります。具体的な金額については、『保険設計書』でご確認ください。

万一のときは死亡給付金が支払われます

死亡給付金

年金支払開始日前に被保険者が死亡した場合は死亡給付金をお支払いします。

年金支払開始日前に被保険者が不慮の事故や所定の感染症により死亡した場合は災害死亡給付金をお支払いします。

	お支払いする場合	お支払いする金額
死亡給付金	被保険者が死亡したとき (ただし、災害死亡給付金が支払われる場合を除きます)	責任準備金
災害死亡給付金	被保険者が不慮の事故や所定の感染症で死亡したとき (所定の感染症については『ご契約のしおり・約款』をご覧ください)	死亡給付金の1.1倍の金額

※ 年金支払期間中に被保険者が死亡した場合には、未払年金の現価を一括でお支払いします(未払年金の現価につきましては『ご契約のしおり・約款』をご覧ください)。

税制上の特典があります

(ご参考) 税制上のお取扱いについて



記載の税制上のお取扱いは、平成23年1月現在の税制による一般的なものであり、今後変更となる可能性もあります。実際のお取扱いにつきましては、税理士または所轄の税務署にご確認願います。

● お払込保険料

お払い込みいただいた保険料は、**生命保険料控除の対象**となり、その年(1月から12月まで)のお払込保険料の金額に応じて(他の生命保険料控除の対象となる保険料を合算します)、一定額をその年の所得から控除することができます。また、「**個人年金保険料税制適格特約**」を付加すると一般の生命保険料控除とは**別枠で個人年金保険料控除**を受けることができます。

(注) 個人年金保険料控除を受けた場合、同じご契約で一般の生命保険料控除を受けることはできません。

■ 個人年金保険料税制適格特約を付加する要件

個人年金保険料税制適格特約の付加をご希望の場合は、お申込内容が**下記の要件をすべて満たしているか**を必ずご確認ください。

- 1 年金受取人が、契約者または契約者の配偶者であること
- 2 年金受取人が、被保険者であること
- 3 保険料のお払込期間が、10年以上であること
- 4 年金の種類が確定年金の場合、年金支払開始日の被保険者の年齢が60歳以上であり、かつ、年金支払期間が10年以上であること

■ 個人年金保険料税制適格特約付加に係る主なご留意事項

- 1 3年ごと積立配当金の引出しをすることができず、3年ごと積立配当金は増額基本年金原資に充当されます
- 2 基本年金額の減額などの契約内容変更などに伴う返戻金の引出しはできず、返戻金は基本年金原資に充当されます
- 3 年金受取人の変更はできません
- 4 個人年金保険料税制適格特約のみの解約はできません
- 5 個人年金保険料税制適格特約を付加する要件を満たしている場合でも、**申込書の所定の欄に個人年金保険料税制適格特約を付加する旨の記載がない場合は、個人年金保険料控除を受けることはできません**
- 6 その他、個人年金保険料税制適格特約の付加要件を満たさなくなるような変更はできません
くわしくは、『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。

● ご契約を解約した場合

解約返戻金額と既払込保険料累計との差額(差益)が課税の対象となります。差額(差益)は、一時所得^{※1}として所得税・住民税が課税されます。

● 被保険者が死亡した場合

受け取った死亡給付金(または災害死亡給付金)は、契約形態によって課税関係が異なります。

■ 契約形態と課税関係

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	課税関係
A	A	相続人	相続税
A	A	相続人以外	相続税
A	B	A	所得税(一時所得 ^{※1}) + 住民税
A	B	C	贈与税

● 年金受取時

■ 年金で受け取る場合

契約形態	課税時期	課税関係
契約者と年金受取人が同じ場合	毎年の年金受取時	所得税(雑所得 ^{※2}) + 住民税
契約者と年金受取人が異なる場合	年金支払開始時	贈与税
	2年目以降の年金受取時	所得税(雑所得 ^{※3}) + 住民税

■ 年金に代えて一括して受け取る場合

契約形態	課税時期	課税関係
契約者と年金受取人が同じ場合	受取時	所得税(一時所得 ^{※1}) + 住民税
契約者と年金受取人が異なる場合		贈与税

※1 一時所得について

一時所得の課税対象額の計算は下記のとおりです。他の所得(給与所得、雑所得など)と合算して総合課税となります。

$$\left\{ \left(\text{年金の一括受取額または解約返戻金額または死亡給付金額} - \text{既払込保険料累計} \right) - \text{特別控除額50万円} \right\} \times 1/2$$

ご契約時

保険料払込期間中

年金支払期間中

※2 雑所得について

雑所得の金額の計算は右記のとおりです。他の所得（給与所得、一時所得など）と合算して総合課税となります。

$$\text{雑所得の金額} = \text{年金額} - \text{必要経費}$$

$$\text{必要経費} = \text{年金額} \times \left(\frac{\text{必要経費割合}^*}{\text{払込保険料総額} \div \text{年金受取総額またはその見込額}} \right)$$

※小数点第3位以下を切り上げて第2位まで算出。
また雑所得の金額が25万円以上となる場合には、その金額の10%が源泉徴収されます。なお、この源泉徴収された金額は確定申告で精算されます。

※3 雑所得について

各年の年金収入金額を所得税の課税部分と非課税部分に振り分け、課税部分にのみ所得税が課税されます。

配当金の可能性 があります

契約者配当金について

契約者配当金は、責任準備金などの運用益がフコクしんらい生命の予定した運用益を超えた場合にご契約後3年ごとにお支払いします。契約者配当金については、今後のお支払いをお約束するものではなく、**運用実績などによって変動（増減）し、0となる年度もあります。**年金支払開始日前の契約者配当金は、フコクしんらい生命所定の利率（この利率は経済情勢により変更することがあります）で積み立ておき（3年ごと積立配当金）、年金支払開始日に基本年金額の増額のための一時払保険料に充当します。3年ごと積立配当金は、個人年金保険料税制適格特約を付加している場合を除き、年金支払開始日前であれば、ご請求によりいつでも引き出すことができます。

取扱条件

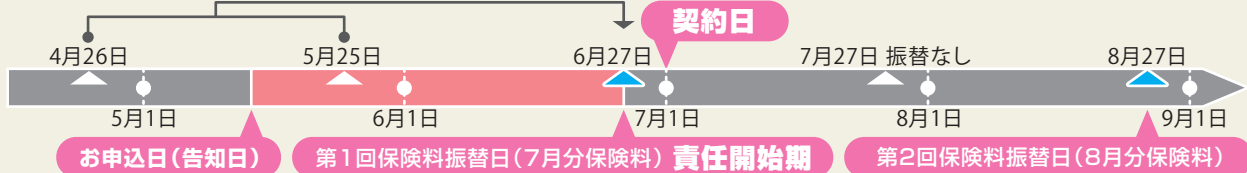
契約年齢範囲 (被保険者)	0～80歳*	最高保険料	最高基本年金額以内
保険料払込期間	10～50年	最低基本年金額	10万円
年金支払開始年齢	10～90歳	最高基本年金額	3,000万円 (フコクしんらい生命の 他の個人年金保険と通算して)
年金受取方法 (年金支払期間・種類)	5年確定年金 10年確定年金	保険料の単位	1,000円
最低保険料	5,000円	基本年金額の単位	10円 (1円の位を切り上げ)

※ 被保険者の契約日における契約年齢は、満年齢で計算します。また、ご契約後の被保険者の年齢は、契約応当日ごとに契約年齢に1歳を加え計算します。

責任開始期（保障がはじまる日）などについて

この商品の責任開始期は、お申込月の翌月または翌々月27日（金融機関の休業日の場合は翌営業日）に第1回保険料が振り替えられた日となります。お申込日（告知日）から責任開始期までに一定の期間がありますのでご注意ください。

〈口座振替月払の例〉



- 第1回保険料振替日は、お申込日（告知日）が、1日から25日の場合はお申込月の翌月27日、お申込日（告知日）が26日から月末の場合はお申込月の翌々月27日（金融機関の休業日の場合は翌営業日）となります。
- **契約日（年齢計算基準日）**は、第1回保険料振替日の翌月1日（上記の例の場合は7月1日）となります。
- 2回目以降の保険料の振替日について
当月分の保険料は、当月27日（金融機関の休業日の場合は翌営業日）が保険料振替日となります（第1回目の保険料振替月の翌々月から保険料が振り替えられます）。

運用方法について

フコクしんらい生命では、運用にあたり安全性を第一に考え、その上で市場環境に応じた有利な運用につとめています。**本商品の運用は、日本国内の公社債（国債、地方債など）で行っており、株式や外国証券などには投資していません。**なお、本商品をご加入時に基本年金額や解約返戻金額などが定まっており、計画的な資産形成に適しています。

クーリング・オフについて

8日以内であれば、ご契約のお申込みを撤回(クーリング・オフ)することができます。

お申込者またはご契約者(以下「申込者等」といいます)は、第1回保険料の振替日から、その日を含めて8日以内(消印有効)であれば書面により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます)をすることができます。お申込みの撤回等があった場合は、申込者等にお払い込みいただいた金額をお返しいたします。

お申出方法

くわしくは、『契約締結前交付書面(ご契約の概要・注意喚起情報)』『ご契約のしおり・約款』をご覧ください。

ご確認ください

- 「しんきんらいふ年金FS」は、フコクしんらい生命を引受保険会社とする個人年金保険契約であり、預金とは異なり、元本の保証はありません。また、預金保険制度の対象外となります(生命保険契約者保護機構の対象となります)。
- 「しんきんらいふ年金FS」にご加入いただくか否かが、募集代理店(信用金庫)とお客さまとの他の取引に影響を与えることはありません。
- 借入金を保険料に充当した場合、解約返戻金額などが借入元利金合計金額を下回り、借入金の返済が困難となる可能性があります。したがって、保険料の借入れを前提として本商品をお申し込みいただくことはできません。
- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、給付金額、積立金額、解約返戻金額および将来の年金額などが削減されることがあります。
- フコクしんらい生命は生命保険契約者保護機構の会員です。生命保険契約者保護機構につきましては、『契約締結前交付書面(ご契約の概要・注意喚起情報)』『ご契約のしおり・約款』をご覧ください。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先によっては、募集代理店(信用金庫)で生命保険をお申し込みいただけない場合があります。
- 募集代理店(信用金庫)の保険募集指針および相談窓口については募集代理店(信用金庫)にご確認ください。
- 生命保険募集人(信用金庫の担当者)は、お客さまとフコクしんらい生命との保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申込みに対してフコクしんらい生命が承諾したときに有効に成立します。

担当者(募集代理店である信用金庫の生命保険募集人)の権限などに関する照会先

フコクしんらい生命保険株式会社 お客さまサービス室 TEL: 0120-700-651 ※通話料無料
受付時間 9:00~17:00(土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます)

- その他にもご注意ください事項がございますので、「しんきんらいふ年金FS」のご検討・お申込みに際しては、必ず重要事項を説明した書面である『契約締結前交付書面(ご契約の概要・注意喚起情報)』『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。『ご契約のしおり・約款』はご契約についての大切な事項、必要な保険知識などについてご説明しています。いずれも必ずご一読のうえ、大切に保管してください。

『ご契約のしおり・約款』記載事項の例

- ご契約申込の撤回(クーリング・オフ)について
- 給付金をお支払いできない場合について
- 職業などの告知義務について
- 保障の責任開始期について
- 解約と解約返戻金について
- 契約者配当金について

ご契約後のご照会・お申出などにつきましては、お客さま専用の連絡先となる「フコクしんらい生命 お客さまサービス室」で承ります。

フコクしんらい生命 お客さまサービス室

TEL **0120-700-651**

受付時間 **9:00~17:00**

※通話料無料 ※土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます

[募集代理店]

[引受保険会社]

フコクしんらい生命保険株式会社

〒108-0071 東京都港区白金台 3-2-10 白金台ビル

TEL 03(5789)6790(代)

url <http://www.fukokushinrai.co.jp>

SK1104-B4-TR

募AAG06100145(11.02)